

兵庫県公報

平成23年5月13日 金曜日 第2285号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 土地改良区清算人の就任の届出（同）	3
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	3
○ 河川法第75条第3項及び第4項の規定に基づき除却し、保管した工作物等（中播磨県民局）	4
○ 同 上（同）	6
○ 港湾法第56条の4第2項及び第3項の規定に基づき撤去し、保管した工作物等（港湾課）	8
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	10
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	11
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	12

告 示

兵庫県告示第537号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成23年5月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 蓼川土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	池 口 正 和	豊岡市日高町堀429番地
同	石 田 廣 和	同 市妙楽寺4番地
同	森 田 強	同 市上陰401番地
同	新 田 正 巳	同 市日高町府中新48番地
同	戸 田 克 巳	同 市日高町府市場810番地
同	小 中 檢 次	同 市日高町池上394番地
同	上 野 力	同 市日高町西芝461番地の1
同	小 西 力	同 市日高町竹貫303番地
同	鳥 井 梅 男	同 市佐野51番地
同	長 峯 年 正	同 市船町128番地
同	岡 雅 昭	同 市野田83番地
同	長 瀬 肇	同 市一日市398番地
監 事	西 村 幹 雄	同 市日高町野々庄391番地
同	宮 村 吉 一	同 市九日市上町308番地
同	森 垣 達 明	同 市中陰229番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	池 口 正 和	豊岡市日高町堀429番地

同	鳥 井 梅 男	同	市佐野51番地
同	森 田 强	同	市上陰401番地
同	新 田 正 巳	同	市日高町府中新48番地
同	戸 田 克 巳	同	市日高町府市場810番地
同	小 笹 勇	同	市日高町野々庄393番地
同	林 明	同	市日高町西芝420番地
同	上 坂 光 広	同	市日高町上石108番地
同	友 田 靖 彦	同	市妙楽寺426番地
同	長 峯 年 正	同	市船町128番地
同	矢 崎 俊 朗	同	市宮島244番地
同	長 瀬 肇	同	市一日市398番地
監 事	上 坂 卓 士	同	市日高町東芝 5 番地
同	宮 村 吉 一	同	市九日市上町308番地
同	吉 田 和 生	同	市下陰638番地の 2

2 加古川市雁戸井土地改良区

退任役員

役員の区分

	氏 名	住 所
理 事	松 尾 太 一	加古川市八幡町上西条68番地の 2
同	柿 本 博	同 市八幡町下村509番地の 7
同	畠 康 人	同 市八幡町上西条776番地
同	芦 原 安 男	同 市八幡町下村1480番地の 1
同	長谷川 忠 雄	同 市神野町福留450番地
同	矢 崎 治	加古郡稲美町加古3417番地の11
同	田 代 義 夫	加古川市八幡町中西条317番地の 2
同	室 田 信 幸	同 市八幡町中西条72番地の 1
同	谷 田 治	同 市神野町神野900番地
同	寺 崎 義 久	同 市神野町神野974番地
監 事	前 田 竹次郎	同 市神野町神野75番地の 4
同	大 西 順 一	同 市八幡町下村259番地
同	前 田 省 三	同 市八幡町上西条633番地の 2

就任役員

役員の区分

	氏 名	住 所
理 事	畠 康 人	加古川市八幡町上西条776番地
同	柿 本 博	同 市八幡町下村509番地の 7
同	松 尾 等	同 市八幡町上西条663番地の 4
同	芦 原 安 男	同 市八幡町下村1480番地の 1
同	長谷川 忠 雄	同 市神野町福留450番地
同	戸 田 俊 邦	同 市八幡町中西条444番地
同	戸 田 浩 之	同 市八幡町中西条434番地
同	今 出 仙 治	同 市山手 1 丁目 2 番10号
同	花 房 正 明	同 市神野町神野1029番地の 2
同	前 田 俊 雄	同 市神野町神野74番地の 4
監 事	此 本 勉	同 市八幡町下村853番地の 6
同	石 見 止	加古郡稲美町加古3362番地の 2
同	前 田 省 三	加古川市八幡町上西条633番地の 2



兵庫県告示第538号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

平成23年 5月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
神野土地改良区	平成23年 4月22日



兵庫県告示第539号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区の清算人の就任の届出があった。

平成23年 5月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

洞城土地改良区

氏 名	住 所
岩 谷 敏 之	姫路市林田町上伊勢197番地 1
岩 谷 忠	同 市林田町上伊勢307番地
岩 佐 泰 明	同 市林田町上伊勢141番地 1



兵庫県告示第540号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成23年 5月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
宝塚市切畑字長尾山19の15
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、阪神北県民局阪神農林振興事務所及び宝塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第541号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成23年 5月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類
公共測量（4級基準点計画図作成）
- (2) 作業期間
平成22年12月13日から平成23年 2月28日まで
- (3) 作業地域
尼崎市武庫之荘本町地区
- 2 (1) 作業種類
公共測量（4級基準点計画図作成）

- (2) 作業期間
平成23年 1月17日から同年 3月31日まで
- (3) 作業地域
尼崎市西昆陽 3丁目地区
- 3 (1) 作業種類
公共測量 (4級基準点計画図作成)
- (2) 作業期間
平成23年 2月 1日から同年 3月31日まで
- (3) 作業地域
尼崎市南塚口 8丁目 (上ノ島保育所周辺) 地区
- 4 (1) 作業種類
公共測量 (4級基準点計画図作成)
- (2) 作業期間
平成23年 2月 1日から同年 3月31日まで
- (3) 作業地域
尼崎市栗山町 2丁目地区



兵庫県告示第542号

河川法(昭和39年法律第167号)第75条第3項及び第4項の規定に基づき除却し、保管した工作物等について、同条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成23年 5月13日

河川管理者

中播磨県民局長 玉 田 尋 三

- 1 保管した工作物等
別表 1 及び 2 のとおり
- 2 当該工作物等の保管の場所
別表 1 姫路市飾磨区中島 (姫路港中島埠頭)
別表 2 姫路市網干区網干浜地先 (揖保川流域下水道用地)
- 3 保管した工作物等の返還の手続
保管した工作物等の所有権等の権原を有することを証する書面を、中播磨県民局姫路土木事務所に提出し、返還を受けること。

別表 1

保管した工作物等			保管した工作物等が放置されていた場所	除却した年月日時		備考
名称又は種類	形状(長さ×幅) 内色・外色	数量		保管を始めた年月日時		
モーターボート	7.5m×2.3m 青・白	1	姫路市白浜町宇佐崎中一丁目200番地先(水面上)	平成23年 3月14日 9時		
				同 日12時		
モーターボート	5.8m×2.1m 白・白	1	姫路市八家1272番地先(水面上)	平成23年 3月14日 9時		
				同 日12時		

別表 2

整理番号	保管した工作物等			保管した工作物等が放置されていた場所	除却した年月日時		備考
	名称又は種類	形状又は特徴	数量		保管を始めた年月日時		
1	階段	梯子(鉄製)	1式	姫路市木場1178番地先(護岸上)	平成23年 3月14日 9時		
					同 日16時		

2	係留施設等	単管（鋼製） 12本	1式	同 上	平成23年 3月14日 9時	
					同 日16時	
3	係留施設等	単管（鋼製） 16本	1式	同 上	平成23年 3月14日 9時	
					同 日16時	
4	係留施設等	単管（鋼製） 17本	1式	同 上	平成23年 3月14日 9時	
					同 日16時	
5	係留施設等	単管（鋼製） 13本	1式	同 上	平成23年 3月14日 9時	
					同 日16時	
6	係留施設等	単管（鋼製） 13本	1式	同 上	平成23年 3月14日 9時	
					同 日16時	
7	係留施設等	単管（鋼製） 13本、梯子（アルミ製）	1式	同 上	平成23年 3月14日 9時	
					同 日16時	
8	係留施設等	単管（鋼製） 16本、梯子（アルミ製）	1式	同 上	平成23年 3月14日 9時	
					同 日16時	
9	係留施設等	単管（鋼製） 10本	1式	同 上	平成23年 3月14日 9時	
					同 日16時	
10	係留施設等	単管（鋼製） 5本、L鋼 4本	1式	姫路市八家1272番地先（護岸上）	平成23年 3月15日 9時	
					同 日16時	
11	係留施設等	単管（鋼製） 9本、L鋼 7本	1式	同 上	平成23年 3月15日 9時	
					同 日16時	
12	係留施設等	単管（鋼製） 8本	1式	同 上	平成23年 3月15日 9時	
					同 日16時	
13	係留施設等	単管（鋼製） 11本、梯子（鉄製）	1式	同 上	平成23年 3月15日 9時	
					同 日16時	
14	係留施設等	単管（鋼製） 9本	1式	同 上	平成23年 3月15日 9時	
					同 日16時	
15	係留施設等	単管（鋼製） 14本	1式	同 上	平成23年 3月15日 9時	
					同 日16時	
16	係留施設等	単管（鋼製） 10本	1式	同 上	平成23年 3月15日 9時	
					同 日16時	
17	係留施設等	単管（鋼製） 15本	1式	姫路市木場1178番地先（護岸上）	平成23年 3月15日 9時	
					同 日16時	
18	係留施設等	単管（鋼製） 6本	1式	同 上	平成23年 3月15日 9時	
					同 日16時	
19	係留施設等	単管（鋼製） 5本	1式	同 上	平成23年 3月15日 9時	
					同 日16時	

20	係留施設等	単管（鋼製） 16本、梯子（アルミ製）	1式	同 上	平成23年 3月15日 9時
					同 日16時
21	係留施設等	単管（鋼製） 20本	1式	同 上	平成23年 3月15日 9時
					同 日16時
22	係留施設等	単管（鋼製） 3本	1式	同 上	平成23年 3月16日 9時
					同 日16時
23	係留施設等	単管（鋼製） 8本、梯子（アルミ製）	1式	同 上	平成23年 3月16日 9時
					同 日16時
24	係留施設等	単管（鋼製） 16本	1式	同 上	平成23年 3月16日 9時
					同 日16時
25	係留施設等	単管（鋼製） 10本	1式	姫路市八家1272番地先（護岸上）	平成23年 3月16日 9時
					同 日16時
26	係留施設等	単管（鋼製） 15本	1式	同 上	平成23年 3月16日 9時
					同 日16時
27	係留施設等	単管（鋼製） 14本	1式	同 上	平成23年 3月16日 9時
					同 日16時
28	係留施設等	単管（鋼製） 13本、梯子（アルミ製）	1式	同 上	平成23年 3月16日 9時
					同 日16時
29	係留施設等	単管（鋼製） 16本	1式	同 上	平成23年 3月16日 9時
					同 日16時
30	係留施設等	単管（鋼製） 19本	1式	同 上	平成23年 3月16日 9時
					同 日16時
31	係留施設等	単管（鋼製） 15本	1式	同 上	平成23年 3月16日 9時
					同 日16時
32	係留施設等	単管（鋼製） 19本	1式	姫路市木場前中町95番地先（護岸上）	平成23年 3月16日 9時
					同 日16時
33	係留施設等	単管（鋼製） 10本	1式	同 上	平成23年 3月16日 9時
					同 日16時
34	係留施設等	単管（鋼製） 10本、梯子（アルミ製）	1式	同 上	平成23年 3月16日 9時
					同 日16時



兵庫県告示第543号

河川法(昭和39年法律第167号)第75条第3項及び第4項の規定に基づき除却し、保管した工作物等について、同条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成23年 5月13日

河川管理者
中播磨県民局長 玉 田 尋 三

- 1 保管した工作物等
別表のとおり

2 当該工作物等の保管の場所

姫路市網干区網干浜地先（揖保川流域下水道用地）

3 保管した工作物等の返還の手続

保管した工作物等の所有権等の権原を有することを証する書面を、中播磨県民局姫路港管理事務所に提出し、返還を受けること。

別表

整理 番号	保管した工作物等			保管した工作物等が 放置されていた場所	除却した年月日時		備考
	名称又は種類	形状又は特徴	数量		保管を始めた年月日時		
1	係留施設等	単管（鋼製） 溶接物	1 式	姫路市木場字前六反 1424番 8 地先（護岸 上）	平成23年 3月18日 14時		
					同 日16時		
2	係留施設等	単管（鋼製） 32本、タイヤ 13本、浮き 6 個、ゴム 8 本、 ワイヤー 5 本	1 式	同 上	平成23年 3月18日 14時		
					同 日16時		
3	係留施設等	単管（鋼製） 37本、梯子（鉄 製） 1 基、浮 き 7 個、ロー プ 4 本	1 式	同 上	平成23年 3月18日 14時		
					同 日16時		
4	係留施設等	単管（鋼製） 14本、梯子（鉄 製） 1 基、浮 き 1 個、タイ ヤ 2 本	1 式	同 上	平成23年 3月18日 10時		
					同 日14時		
5	係留施設等	単管（鋼製） 16本	1 式	同 上	平成23年 3月18日 10時		
					同 日14時		
6	係留施設等	単管（鋼製） 32本、梯子（鉄 製） 1 基、竹 2 本、ゴム 5 本、タイヤ 1 本、ロープ 6 本	1 式	同 上	平成23年 3月18日 10時		
					同 日14時		
7	係留施設等	単管（鋼製） 20本、浮き 6 個、チェーン 6 本	1 式	同 上	平成23年 3月18日 10時		
					同 日14時		
8	係留施設等	単管（鋼製） 15本、ロープ 3 本、梯子（鉄 製） 1 基	1 式	同 上	平成23年 3月17日 15時		
					同 日17時		
9	係留施設等	単管（鋼製） 14本、梯子（ア ルミ） 1 基、 浮き 7 個、タイ ヤ 1 本、ロー プ 7 本、チ ェーン 2 本	1 式	同 上	平成23年 3月17日 15時		
					同 日17時		

10	係留施設等	単管（鋼製） 7本、タイヤ 11本、塩ビ管 5本、ワイヤ ー10本	1式	同 上	平成23年 3月17日15時	
					同 日17時	
11	係留施設等	単管（鋼製） 28本、浮き3 個、ロープ5 本	1式	同 上	平成23年 3月17日 9時	
					同 日13時	
12	係留施設等	単管（鋼製） 11本、ロープ 6本、チェー ン1本	1式	同 上	平成23年 3月17日 9時	
					同 日13時	
13	係留施設等	単管（鋼製） 1本、塩ビ管 7本、タイヤ 6本、浮き2 個、ロープ5 本、角杭（鉄 製）7本	1式	姫路市木場十八反町 62番地先（護岸上）	平成23年 3月17日 9時	
					同 日13時	
14	係留施設等	単管（鋼製） 4本	1式	同 上	平成23年 3月17日 9時	
					同 日13時	
15	係留施設等	単管（鋼製） 4本、タイヤ 1本	1式	同 上	平成23年 3月16日14時	
					同 日17時	
16	係留施設等	単管（鋼製） 18本、浮き5 個、ロープ3 本、チェーン 2本	1式	同 上	平成23年 3月16日14時	
					同 日17時	
17	係留施設等	単管（鋼製） 8本	1式	同 上	平成23年 3月16日14時	
					同 日17時	



兵庫県告示第544号

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第2項及び第3項の規定に基づき撤去し、保管した工作物等について、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成23年 5月13日

姫路港港湾管理者 兵庫県

代表者 兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保管した工作物等
別表のとおり
- 2 当該工作物等の保管の場所
姫路市網干区網干浜地先（揖保川流域下水道用地）
- 3 保管した工作物等の返還の手続
保管した工作物等の所有権等の権原を有することを証する書面を、中播磨県民局姫路港管理事務所に提出し、返還を受けること。

別表

整理 番号	保管した工作物等			保管した工作物等が 放置されていた場所	撤去した年月日時		備考
	名称又は種類	形状又は特徴	数量		保管を始めた年月日時		
1	仮設工作物	単管（鋼製） 溶接物一式	1式	姫路市木場字前六反 1424番8地先（護岸 上）	平成23年3月18日14時	同 日16時	
2	仮設工作物	単管（鋼製） 32本、タイヤ 13本、浮き6 個、ゴム8本、 ワイヤー5本	1式	同 上	平成23年3月18日14時	同 日16時	
3	仮設工作物	単管（鋼製） 37本、梯子（鉄 製）1基、浮 き7個、ロー プ4本	1式	同 上	平成23年3月18日14時	同 日16時	
4	仮設工作物	単管（鋼製） 14本、梯子（鉄 製）1基、浮 き1個、タイ ヤ2本	1式	同 上	平成23年3月18日10時	同 日14時	
5	仮設工作物	単管（鋼製） 16本	1式	同 上	平成23年3月18日10時	同 日14時	
6	仮設工作物	単管（鋼製） 32本、梯子（鉄 製）1基、竹 2本、ゴム5 本、タイヤ1 本、ロープ6 本	1式	同 上	平成23年3月18日10時	同 日14時	
7	仮設工作物	単管（鋼製） 20本、浮き6 個、チェーン 6本	1式	同 上	平成23年3月18日10時	同 日14時	
8	仮設工作物	単管（鋼製） 15本、ロープ 3本、梯子（鉄 製）1基	1式	同 上	平成23年3月17日15時	同 日17時	
9	仮設工作物	単管（鋼製） 14本、梯子（ア ルミ）1基、 浮き7個、タ イヤ1本、ロ ープ7本、チ ェーン2本	1式	同 上	平成23年3月17日15時	同 日17時	
10	仮設工作物	単管（鋼製） 7本、タイヤ 11本、塩ビ管 5本、ワイヤ ー10本	1式	同 上	平成23年3月17日15時	同 日17時	

11	仮設工作物	単管（鋼製） 28本、浮き3 個、ロープ5 本	1式	同 上	平成23年 3月17日 9時
					同 日13時
12	仮設工作物	単管（鋼製） 11本、ロープ 6本、チェー ン1本	1式	同 上	平成23年 3月17日 9時
					同 日13時
13	仮設工作物	単管（鋼製） 1本、塩ビ管 7本、タイヤ 6本、浮き2 個、ロープ5 本、角杭（鉄 製）7本	1式	姫路市木場十八反町 62番地先（護岸上）	平成23年 3月17日 9時
					同 日13時
14	仮設工作物	単管（鋼製） 4本	1式	同 上	平成23年 3月17日 9時
					同 日13時
15	仮設工作物	単管（鋼製） 4本、タイヤ 1本	1式	同 上	平成23年 3月16日 14時
					同 日17時
16	仮設工作物	単管（鋼製） 18本、浮き5 個、ロープ3 本、チェーン 2本	1式	同 上	平成23年 3月16日 14時
					同 日17時
17	仮設工作物	単管（鋼製） 8本	1式	同 上	平成23年 3月16日 14時
					同 日17時

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成23年 5月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成23年 4月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人優愛会

イ 代表者の氏名 稲 葉 千 絵

ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市荻野西2丁目1番31号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して生活支援や自立支援など福祉サービスに関する事業を行い、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活ができるように支え、障がい者福祉の向上を図ることにより、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成23年 4月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人ライフサポート香輪

イ 代表者の氏名 中 原 良 貴

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市和上町5番29-204号

エ 定款に記載された目的

この法人は、主として一人暮らしの方や高齢者、母子家庭に対して、快適な生活を過ごすための手助けや地域参加支援に関する事業を行い、地域の活性化や福祉の充実に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成23年 4月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人あすなるき

イ 代表者の氏名 崔 誠 祐

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市西御園町146番地の2

エ 定款に記載された目的

この法人は、日本と韓国、モンゴル等の東アジア諸民族の人々に対して、国際親善・交流活動、文化活動、学習活動、福祉増進、相互支援、相互訪問に関する事業を行い、相互理解、より豊かな社会の構築、多文化共生社会の推進、グローバル社会に適した人材育成に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成23年 4月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人shake hands握手

イ 代表者の氏名 中 村 奈津美

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市西立花町4丁目1番4-304号

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域の方々と障害者の方々に対して、ともに共存し合える関係を築き、障害者の自立支援に関する事業を行い、誰もが安心して安全に暮らせるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請受付年月日 平成23年 4月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人兵庫県元気UP↑協会

イ 代表者の氏名 水 田 伸 一

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市東神吉町神吉471番地の2

エ 定款に記載された目的

この法人は、主に兵庫県に住む、子供から高齢者までの幅広い年齢層に対して、健康・体力づくりに関する事業を行い、兵庫県民等の健康・体力の増進、及び明るく元気な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

**特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請**

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成23年 5月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請のあった年月日 平成23年 4月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ひょうごWAC

イ 代表者の氏名 岩 崎 淳

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市兵庫区水木通4丁目1番17号101

エ 定款に記載された目的

この法人は、現代社会の中で生活援助を必要とするすべての人々に対して、健やかに暮らせる地域社

会づくりと福祉文化の増進を図るため、市民参加による事業を行い、地域の活性化に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請のあった年月日 平成23年 4月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人おおきな輪

イ 代表者の氏名 山 田 和 子

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市山口町名来1丁目26番5号

エ 定款に記載された目的

この法人は、福祉サービス利用援助事業を軸にして、地域の中で権利擁護の視点を重視したネットワークづくりを行い、居宅介護支援事業、訪問介護事業等の障害のある人や高齢の人に対する生活支援、社会福祉に関する研究事業や福祉職の為の研修事業、生活困窮者に対する支援事業を行い、誰もが幸せに暮らせる地域社会づくりと、福祉の増進に寄与する事を目的とする。

3 (1) 申請のあった年月日 平成23年 4月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人三田市手をつなぐ育成会

イ 代表者の氏名 古 田 弘 子

ウ 主たる事務所の所在地 三田市志手原1323番地3

エ 定款に記載された目的

この法人は、知的発達に障害のある人たちをはじめとする、さまざまな障害のある人たちに対して、地域の中で自立・共生・安心の暮らしができるよう、福祉・教育・労働・権利擁護などに必要な支援事業を行い、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設の指定及び既に指定した施設に関し、指定内容の変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成23年 5月13日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村 上 寿 浩

1 病院及び介護老人保健施設の表姫路市の項中

「

新日鐵広畑病院	同 市広畑区夢前町3丁目1
---------	---------------

」

を

「

社会医療法人 製鉄記念広畑病院	同 市広畑区夢前町3丁目1
-----------------	---------------

」

に改める。

2 老人ホームの表明石市の項中

「

社会福祉法人 誠和会 特別養護老人ホーム うおずみ	同 市魚住町金ヶ崎1609-9
---------------------------	-----------------

」

を

「

社会福祉法人 誠和会 特別養護老人ホーム うおずみ	同 市魚住町金ヶ崎1609-9
社会福祉法人 明和会 特別養護老人ホーム スプリングテラス明舞	同 市松が丘4丁目1-43

」

に改める。